

なかお事務所 ダイジェスト!

社会保険労務士事務所 なかお事務所報

4月号

○今月の特集
雇用促進税制の拡充

○今月の数字
<20%>

ごあいさつ

なかお事務所の代表をしております、
特定社会保険労務士の中尾です。



4月になり新年度のスタートです。
新入社員のみなさんの手続はもちろん、
様々なことをチェックしなければならない月でもあります。
また、今年の4月は労働法の法改正がたくさんありますので、
早めの準備が必要です。



○ちよつと一服
さかなコーナー
鮎
「出身地は琵琶湖」

※ 顧問先さまには、より詳しい内容の
事務所報をお送りしています。

今月の特集：雇用促進税制

雇用促進税制が変更(拡充)されました。

★雇用促進税制の概要

「雇用促進計画」をハローワークに提出し、1年間で5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、10%以上従業員数を増加させた事業主に増加した従業員数に応じて法人税(個人事業の場合は所得税)額控除」という内容になっています。〈税制優遇制度〉

★主な変更(拡充)点

変更のポイントは、税額控除額の引上げと雇入れ従業員の対象の拡充です。

- 税額控除額を現行20万円から**40万円に引き上げ**。
※ただし当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が上限。
- 適用年度途中で高年齢継続被保険者※になった者を雇用者として扱う
※65歳前から雇用保険に加入していて、65歳以降も引き続き雇用される人。(概要)

★雇用促進税制適用に必要な条件

- ✓ 青色申告書を提出する事業主であること
- ✓ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加していること
- ✓ 雇入れ、雇用保険に加入すること。(ハローワークから雇用ではなくてもよい。)
- ✓ 給与支払総額が前年度に比べて一定以上増加していること(※1)
- ✓ 適用年度とその前事業年度に、会社都合による離職者がいないこと
- ✓ 風俗営業等を営む事業主ではないこと

※1 「従業員を増やして給与(給与支払総額)を減らす。」ことはできません。

給与支払総額が前年度に比べて一定以上増加していることが必要です。(兼務役員に対して支給する給与や、退職手当を除く。)具体的には、従業員が増加した年度の給与等支給額が、前年度における給与等支給額に比べて雇用増加割合を乗じた金額の30%以上になっていることが必要です。

例)5人⇒7人になった場合。(2人増加。)

・前年度の給与等支給総額(従業員全員分)2,000万円として。 ※ 増加率 $1.4 = 7人 \div 5人$

$2,000万円 + (2,000万円 \times 1.4 \times 30\%) = 2,840万円$ (増加後の給与等支給総額)

- ✓ 前年度5人の場合の1人の平均給与等支給額 $2,000万円 \div 5人 = 400万円$
- ✓ 当年度7人の場合の1人の平均給与等支給額 $2,840万円 \div 7人 = 405万円$

★手続き方法

- ① 事業**年度開始後2か月以内**に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出する。
- ② 事業**年度終了後2か月以内**に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況(何人雇用したか)の確認をしてもらう。
- ③ 「雇用促進計画」の写しを添えて税務署に申告する。

※ この雇用促進税制は、助成金とも併用ができます。

今月の数字 <20%>

この数字は日本国民における花粉症になっている人の割合です。
春になると花粉症に悩まれる人も多いと思います。私もその一人です…。

現在日本での花粉症の人数は、国民のおおよそ20%が花粉症だと言われ、年々増加傾向にあります。ちなみに花粉症の原因の約70%がスギ花粉となっています。

「たかだか花粉症」と思ってしまうのですが、花粉症による年間損失額は約7,500億円とも言われ(第一生命経済研究所)、大変な額になります。職場でも効率の悪化などにもつながりますので、毎年花粉症に悩まされている人には、シーズン前に病院に行くように促すなどの対応をお勧めいたします。

<自分でできる花粉症対策>

- ・毛織物などのコートは避ける(表面に花粉が付着しやすい)。
- ・外出時にはマスク、メガネ、つばのある帽子などを使う。
- ・飛散の多い時は外出を控え、窓や戸を閉めておく。
- ・外出したら、家に入る前に上着をよくはたいて花粉を落とす。
- ・帰宅後はうがい、手洗い、洗顔をする。
- ・家の中をよく掃除する。
- ・粘膜を傷つけるため、タバコ、過度の飲酒、精神的ストレスは避ける。
- ・バランスの取れた食事を摂る。
- ・洗濯物や布団は部屋干しか、外に干す場合はとりにくむ時によくはたいて花粉を落とす。

ちょっと一息さかなコーナー

春ですねー。

釣りの世界では、春は「のっこみ」と言われます。



産卵前の魚は体力をつけるため多くのエサを求めると、最適な産卵場所を求めて浅場に移動します。

普段深いところにいたり、バラバラで行動する魚たちも、浅場に集まり、エサをバリバリ食べるので産卵するまでに成長をした大きな魚を釣りやすくなる時季でもあります。

春ののっこみの代表格として、海ではマダイ、淡水では筥鮒(ヘラブナ)が挙げられます。

ヘラブナはゲンゴロウブナとも言われ、普通の魚と比べて体高があり平べったい魚です。

また、ヘラブナはゲームフィッシング対象魚で、釣りのためだけに品種改良された魚です。原産は琵琶湖と言われています。

ヘラブナは、草食系で珪藻などを主に食べています。栄養満点のクロレラです。

普段は群れで生活をし、春になると岸近くの藻場で産卵をします。何度かヘラブナが産卵するところを見ましたが、水辺がヘラブナで真っ黒になるくらい集団で、ジャバジャバと藻にタマゴを産む姿は圧巻です。

「フナに始まりフナに終わる」小鮒つりから始まり、行きつく先はヘラブナです。

編集後記

4月ですねー。

電車に乗ると、いかにも新入社員という姿の人を見かけます。

どこか緊張と不安が見え隠れする雰囲気は昔の自分を思い出します。

3月から4月は入退社の時期なので、社労士業界では、手続き業務に追われます。

弊所でも入社の手続き業務ラッシュでしたが一段落しました。

(平成25年4月号)



なかお事務所

特定社会保険労務士・行政書士

代表 中尾 宏昭

埼玉県志木市本町5-13-28

和智ビル603

メール：info@nakao-jimusho.com

H P：<http://nakao-jimusho.com>

T E L：048-476-5753